

金融庁告示第十八号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十四条の二の規定に基づき、平成十七年十二月五日金融庁告示第七十六号（銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件の一部を改正する件による改正後の銀行法第十四条の二の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件に基づき金融庁長官が別に定める銀行を定める件）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年三月二十三日

金融庁長官 五味 廣文

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第五条第七項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行

銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年三月二十七日金融庁告示第十九号。以下「自己資本比率告示」という。）第五条第七項、第十条第二項第一号、第十七条第八項、第二十一条第二項第一号、第二十八条第三項、第三十三条第二項第一号、第四十条第三項及び第四十四条第二項第一号の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行は、次の各号に掲げる銀行とする。

一 株式会社みずほ銀行

- 二 株式会社三菱東京UFJ銀行
- 三 株式会社みずほコーポレート銀行
- 四 株式会社三井住友銀行
- 五 株式会社りそな銀行
- 六 中央三井信託銀行株式会社
- 七 三菱UFJ信託銀行株式会社
- 八 みずほ信託銀行株式会社
- 九 住友信託銀行株式会社

附 則

この告示は、平成十九年三月三十一日から適用する。ただし、内部格付手法採用行（自己資本比率告示第一条第三号に規定する内部格付手法採用行をいう。）又は先進的計測手法採用行（自己資本比率告示第一条第十三号に規定する先進的計測手法採用行をいう。）になろうとする銀行が、自己資本比率告示附則第四条第一項（自己資本比率告示附則第四条第三項において準用する場合を含む。）又は自己資本比率告示附則第八条第一項において準用する自己資本比率告示附則第四条第一項の規定に基づき、同日前において自己資本比率を予備的に計算する場合においては、同日前においてもこの告示を適用する。